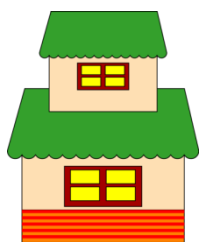


木造住宅の 無料耐震診断

地震はいつ起こるかわかりません！

あなたの家は大丈夫ですか？



まずは、市役所にご相談ください。

耐震診断の前に耐震診断士による訪問相談も可能です。

問 い 合 わ せ 先

多摩市役所 都市整備部 都市計画課 住宅担当（多摩市役所東庁舎2階）

〒206-8666

多摩市関戸六丁目12番地1

TEL : 042-338-6817

FAX : 042-339-7754

ホームページ : <http://www.city.tama.lg.jp>

協力診断機関：多摩市木造住宅耐震促進協議会
（通称：なます対策すすめ隊）

専門家による無料耐震診断を行います。

「多摩市木造住宅耐震診断支援事業実施要綱」に基づき、市に登録している「耐震診断士」（多摩市木造住宅耐震診断士）が、木造住宅の耐震診断をします。

※「耐震診断士」

多摩市が「耐震診断士」として認めた市内に勤務する建築士の方で、市長が交付する「木造住宅耐震診断士登録証」を携帯しています。

写真 貼付	第 号
	木造住宅耐震診断士登録証
	下記の者は、木造住宅耐震診断士であることを証明する。
氏 名	
発行日	令和 年 月 日
	多 摩 市 長



次のすべてに当てはまる木造住宅が対象です。

- ①平成12年（2000年）5月31日以前に建てられた個人所有のもの。
（平成12年5月31日以前に建築確認を受けた建築物であること）
（昭和56年6月1日以降に建築確認を受けた建築物の場合は在来軸組工法で建てられていること）
- ②一戸建ての専用住宅であるもの。
（延べ面積の2分の1以上を居住に供する併用住宅であるものを含む）
- ③平屋建てまたは2階建てのもの。
- ④市民税及び固定資産税を滞納していないこと。
- ⑤木造住宅の耐震診断と補強方法（一般財団法人日本建築防災協会が発行するもの）の一般診断法をもとに、木造住宅の耐震性の判定ができる建築物であること。
- ⑥対象住宅において、過去に本制度による耐震診断を受けていないこと。

手続きの流れ

多摩市役所で事前相談

耐震診断士による訪問相談
(耐震相談)

無料耐震診断に

当てはまる建物

※平成12年5月31日以前に
建築基準法に基づく建築確認
を受けた建物

当てはまらない建物

※平成12年6月1日以降に
建築基準法に基づく建築確認
を受けた建物

(有料となりますが多摩市木造住宅耐震
診断士をご紹介します。)

無料耐震診断の申込み(耐震診断申請書の提出)
※申請は当該年度の1月末日まで

申請は所有者がしてください。
(対象住宅が共有名義の場合は、所有者全員の同意が必要です。)

耐震診断決定通知書の送付

耐震診断士派遣通知書の送付

※耐震診断士を指名することができませんが、希望がある場合はお申し出ください。

耐震診断士と日程調整

※派遣される耐震診断士から日程調整の連絡がきます。

耐震診断調査

「登録証」を携帯した耐震診断士が対象建物の調査に伺います。
申請者は立会いをお願いします。

耐震診断結果報告

後日、耐震診断士が耐震診断の結果を報告に伺います。
耐震診断結果報告書により、市にも報告します。

診断結果によって・・・

評点が低かった住宅は、耐震改修等工事をおすすめします。
多摩市では、要件に当てはまる住宅の改修工事費用や除却
（解体）工事費用の一部を補助する制度があります。

詳細に関してはご相談ください。

※補助制度についてはホームページ等でお知らせしております。



耐震診断・改修工事のトラブルにご注意ください。

「無料で耐震診断します」などと業者が直接訪問や電話・チラシ等で勧誘し、その後「工事をしないと危険」などと危機感をあおって、高額又は不要な工事契約を結ばせようとする業者もいます。

不安に思った場合、市にご相談いただくか、下記相談窓口をご利用ください。

- 多摩市消費生活センター
TEL 042-374-9595
- 住まいるダイヤル
（公財）住宅リフォーム・紛争処理支援センター
TEL 0570-016-100 ※ナビダイヤル

被害を避けるためには

- 市の職員が一方向的に訪問して耐震診断等をすすめることはありません。
- 市に登録されている耐震診断士は、必ず市長が交付した「登録証」を携帯しています。
- 工事を行う場合は、契約前に工事内容を十分に確認し、必ず契約書を取り交わしましょう。